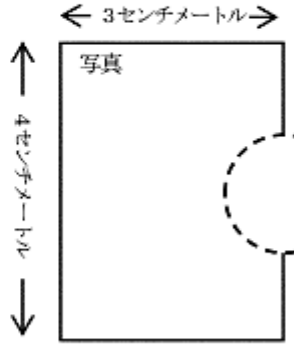
別記様式（第三十九条関係）

表面

第　　号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第５６条第４項の規定による立入検査をする職員の身分証明書



職名及び氏名

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

発行者名　　印

裏面

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（抄）

（立入検査）

第五十六条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第五十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第五十六条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣とする。